

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員等認定実施要領

埼玉県森林組合連合会
(最終改正 令和 7 年 12 月)

第1 目的

本実施要領は、埼玉県森林組合連合会（以下「本会」という。）が令和 7 年 12 月 10 日に改正した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」で制定する「会員等認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第2 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成 18 年 2 月 15 日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明、林野庁が平成 21 年 2 月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という）に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認及び林野庁が平成 24 年 6 月 18 日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（令和 6 年 4 月改正）（以下「発電用ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする会員並びに会員以外の〇〇事業体（以下「会員等」という。）は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクル GHG 算定に必要な情報（以下、「GHG 関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、本実施要領に基づく GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

第3 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員等認定申請書の提出

（1）本実施要領に基づく認定を受けようとする会員等は、別記 1 で定める「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員等認定申請書（以下「会員等認定申請書」という。）」を本会へ提出しなければならない。

（2）認定を受けようとする会員等は、次に定める認定手数料を当会に予め納付し、会員等認定申請書を提出しなければならない。

新規申請	会員	無料	会員以外の林業経営体	30 万円
再認定申請	会員	無料	会員以外の林業経営体	20 万円

（3）第 3 (2) の林業経営体は、森林經營管理法第 36 条第 2 項の規定により埼玉県知事が公表する民間事業者（主たる事業所を埼玉県内に置く者に限る。）をいう。

（4）認定書を受けた会員以外の林業経営体は、本会に年間 10,000 円の管理事務費を納めなければならない。

第4 審査及びその結果の通知

- 1 本会は、本実施要領に基づく会員等の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定申請書」の内容について、第5及び各ガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 本会は、審査結果を当該申請者に通知するものとする。

第5 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員等の認定要件

会員等の認定は、次に掲げる要件をすべて満たしたものでなければできない。

(分別管理)

- ① 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(GHG関連情報の管理等)

- ⑥ 国内木質バイオマスのGHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、GHG関連情報の収集、管理、伝達に係る方法が定められていること。

第6 認定書の交付及び公表

- 1 本会は第4に掲げる審査により認定する会員等（以下「認定会員等」という。）に対して、別記2で定める「会員等認定書」を交付するとともに、認定会員等として登録し、その名称、代表者名、住所、会員等認定番号（GHG関連情報の収集・管

理・伝達に係る認定を受けた〇〇事業者については、その旨が判別できる番号とする。本会では「埼玉県森合認定〇〇号」とする。)、認定年月日を公表するものとする。

- 2 会員等認定書の有効期間は認定の日から3年間以内とする。

第7 証明事項の記載

- 1 認定会員等は、合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に会員等認定番号及び合法木材あるいは間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 認定会員等は、GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、以下ア～エのとおり GHG 関連情報を収集・管理・伝達する。
 - ア 原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
 - イ GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。
 - ウ 出荷する木材バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
 - エ 入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。
- 3 認定会員等が、発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマスであること証明するときの様式は、別記3とする。

第8 取扱実績報告及び公表

- 1 認定会員等は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告」等により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品及び間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、本会へ報告する。
- 2 本会は、認定会員等からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第9 立入検査

- 1 本会は、必要に応じて、認定会員等による合法木材・間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査するものとし、認定会員等は、本会から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど本会に協力しなければ

ならない。

- 2 本会は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定会員等に対して、期間を定めて是正を指導する。
- 3 GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた会員等に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、書類検査を実施することとする。

第 10 認定会員等の取り消し

- 1 本会は、認定会員等が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、認定会員等の名称を本会のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む。）に虚偽があったとき。
 - ② 認定会員等から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 本会が認定会員等に是正を求めた事項が解消されないとき。
 - ④ 会員以外の林業経営体の認定会員等が管理事務費を納めないとき。
 - ⑤ その他認定会員等が認定会員等の要件に適合しなくなったとき。（一例：森林経営管理法第 36 条第 2 項の林業経営体でなくなったとき）
- 2 本会は、認定を取り消したときは、別記 5 で定める「認定取消通知書」を当該認定会員等に送付するものとする。

第 11 規程の改廃等

- 1 本規程の改廃は、理事会の決議後、全国森林組合連合会の承認を得て行うものとする。
- 2 全国森林組合連合会の指導・助言による修正については、その処理は会長が行うものとする。

附則 この実施要領は、平成 21 年 11 月 12 日から施行する。

この実施要領は、令和 7 年 12 月 10 日に制定し、令和 7 年 12 月 25 日（全国森林組合連合会認定日）から施行する。但し、当分の間、会員以外の林業経営体に適用しないことができる。

【別記 1】

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員等認定申請書

記号第 号
令和 年 月 日

埼玉県森林組合連合会
代表理事長 様

(申請者)

事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：

貴会の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】
今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

1 創業年、従業員数：

2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：(別添：適宜作成)

3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：(別添：適宜作成)

4 分別管理及び書類管理の方針（GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針」）：(別添 1)

5 その他（注）：(別添：適宜作成)

注：その他には、資格（I S O、J A S 等）を持っていれば記入してください。

【別記 1 ア】

【別記 1 ア】

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員等認定申請書（継続）

記号第 号
令和 年 月 日

埼玉県森林組合連合会
代表理事長 様

(申請者)

事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：
認定番号：

貴会の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、
発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のと
おり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
- 3 過去3年間の発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量
- 4 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況
- 5 分別管理及び書類管理の方針（GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定
を受ける場合は、「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針」）
- 6 その他（注）
注：その他には、資格（ISO、JAS 等）を持っていれば記入してください。
【別添 1】

【別添 1】

分別管理及び書類管理方針書（例）

事業者名
令和 年 月 日作成

本方針書は、埼玉県森林組合連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成 7 年 12 月 10 日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

1 適用範囲

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

2（分別管理責任者）

- (1) 分別管理を適切に行うため、○○○○（氏名）を分別管理責任者として定める。
- (2) 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

3 分別管理の実施

- (1) 原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- (2) 原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- (3) チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- (4) チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- (5) 製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

4 書類管理

- (1) 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- (2) 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- (3) 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5 年間整理保管する。

以上

【別添 1－2】

分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理方針書（例）

事業者名
令和 年 月 日作成

本方針書は、埼玉県森林組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和7年12月10日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という）に基づき確認する間伐材、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という）に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

1 適用範囲

本方針書は、当会において、原木及び当該原木を原料として製造する製品及びチップ等の取扱いに当たって適用する。

2 分別管理・GHG 関連情報管理等責任者

- (1) 分別管理・GHG 関連情報の管理等を適切に行うため、○○○○（氏名）を分別管理・GHG 関連情報等責任者として定める。
- (2) 分別管理・GHG 関連情報等責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG 関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

3 分別管理の実施

- (1) 原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- (2) 原木の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- (3) チップ加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように加工する。
- (4) チップ等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

(5) 製材品の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等が互いに、かつそれ以外の木材を原料として製造したチップ等と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

4 GHG 関連情報の管理等の実施

- (1) 原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- (2) GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。
- (3) 出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
- (4) 入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を 5 年間保存する。

5 書類管理

- (1) 分別管理・GHG 関連情報等責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告（GHG 関連情報を伴うものの数量を含む。）として取りまとめる。
- (2) 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG 関連情報を伴うものの情報を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- (3) 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5 年間整理保管する。

以上

【別記2】

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員等認定書

埼森連第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県森林組合連合会
代表理事長

令和 年 月 日付けで申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、埼玉県森林組合連合会の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】
今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

1 会員等認定番号 :

2 事業者の所在地 :

3 事業者の名称 :

4 代表者の氏名 :

5 認定の有効期間 : 令和 年 月 日～令和 年 月 日

(注) 認定後において、申請内容に変更があった場合は届け出てください。

【別記3】(間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの証明書の様式
(例)※流通・加工段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の場合)

記号第号
令和年月日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

○ ○ 様
(販売先)

素材生産事業者
認定番号

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1 樹種

2 数量

3 GHG 関連情報 (GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)

(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工区分

- チップ加工
- ペレット加工 (乾燥に化石燃料利用)
- ペレット加工 (乾燥にバイオマス利用)

(3) 製品輸送区分

トラック最大積載量 : 1t 車以上 2t 車以上 4t 車以上
 10t 車以上 20t 車以上

輸送距離 : 10 km以下 20 km以下 30 km以下 40 km以下 50 km以下
 100 km以下 150 km以下 200 km以下 300 km以下

※GHG 関連情報 (3)

製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10 km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、 250 km以下、 350 km以下など）や10 km単位での数値記入欄の設定（例えば、「〔 〕 0 km」）が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG 関連情報として、内航船の輸送距離（10 km単位（切り上げ）と積荷状況の区分（「空荷往復を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他 GHG 関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積算量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注 なお、本様式の証明書の作成に代え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

【別記4】

記号第 号
令和 年 月 日

埼玉県森林組合連合会
代表理事長

事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：
団体認定番号：

間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明
された木材の取扱実績報告

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1 期 間 令和 年 4 月 1 日～令和 年 3 月 31 日

2 木材の取扱量（総数） 原木（原料）入荷量 m3
チップ等出荷量 m3

3 上記2のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの
原木（原料）入荷量 m3
チップ等出荷量 m3

4 上記2のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの
原木（原料）入荷量 m3
チップ等出荷量 m3

【別記5】

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員等の認定取消通知書

埼森連第 号
令和 年 月 日
様

埼玉県森林組合連合会
代表理事長

貴事業者については、令和 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、
発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要領第10の規定に基づき、
○年○月○日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

1 会員等認定番号 :

2 事業者の名称 :

3 代表者の氏名 :

4 事業者の所在地 :

5 取消の理由